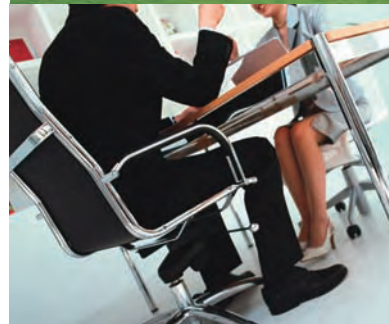


計画期間 平成23~26年度

埼玉県建築行政 マネジメント計画

安全安心な建築物のストック形成を目指して

埼玉県建築物安全安心推進協議会



はじめに

埼玉県建築行政マネジメント計画の策定主体である「埼玉県建築物安全安心推進協議会」は特定行政庁、限定特定行政庁、指定確認検査機関、建築関係団体など計61の組織、機関で構成しております。

当協議会は平成10年の建築基準法の改正による建築確認検査業務が民間機関に開放されたことなどを受け、建築基準法の実効性確保を目的に平成11年に発足いたしました。そして発足年度には建築行政を取り巻く諸問題に対処するため「埼玉県建築物安全安心実施計画」を策定し、その後3度の見直しを行いつつ安全で安心できる建築物を確保するための取組を進めてまいりました。

計画策定から現在までの間、雑居ビルの火災事故、エレベーター事故や構造計算書偽装事件などの計画策定当初は想定されなかった問題が発生し、建築行政に対し新たな対応が求められております。それには、特定行政庁、限定特定行政庁、警察、消防、指定確認検査機関及びその他建築関係団体間の更なる連携が不可欠であると思われ

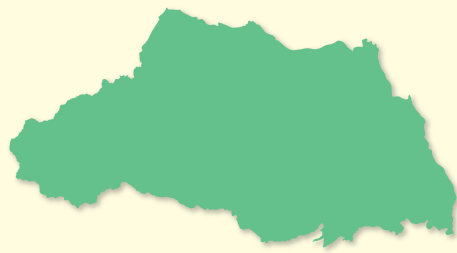
ます。

そこで、新たな建築行政の問題に対応するため「埼玉県建築物安全安心実施計画」を見直し「埼玉県建築行政マネジメント計画」として当計画を策定いたしました。

当計画では、円滑な経済活動の確保を前提としつつ建築物の安全性を保ち、県民・利用者が安心して使用するための目標及び具体的な取組を定めました。取組主体となる機関とその機関の役割を明確にしておりますので、取組の実行性が確保できると考えております。

今後は、この計画を基に多くの方々が安全で安心して使える建築物が普及するよう当協議会として日々取り組んでいく所存です。

平成23年3月
埼玉県建築物安全安心推進協議会 会長 能見 正



目 次

1	埼玉県建築物安全安心推進協議会について	2
2	建築行政における現状と課題	4
3	計画の実施期間	5
4	建築行政マネジメント計画を推進する機関の関連図	6
5	計画を実現するための取組	8
1	新築建築物に対する取組	10
2	既存建築物に対する取組	14
3	消費者の安心に対する取組	21
4	建築行政を円滑に推進するための取組	22
5	建築物の質を向上するための取組	27
6	計画の進行管理	30
7	特定行政庁の目標及び実績	32
8	推進計画書	46
9	付録	47
1	完了検査率	47
2	中間検査率	49
3	定期報告率	51
4	構成員の主な連携関係	53
5	計画の変遷	57

1 埼玉県建築物安全安心推進協議会

(1) 概要

平成10年の建築基準法改正に伴い、法の適確な実施に向け策定された「建築物安全安心推進計画について」（平成11年4月6日建設省住指発第163号）に基づき、当該計画を推進するために平成11年8月に設置された。

(2) 構成員

埼玉県特定行政庁連絡協議会（※）の会員及び同連絡協議会の会長が委嘱した者で構成している。（構成員一覧表参照）

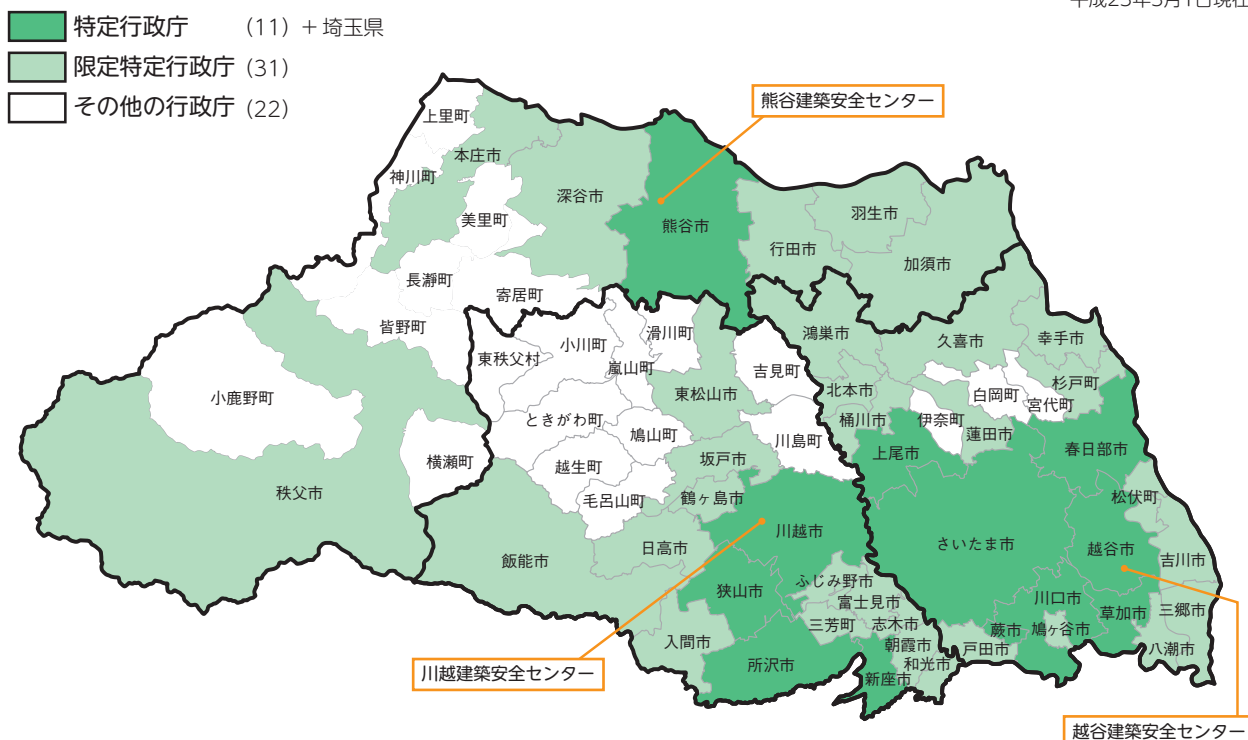
※ 埼玉県特定行政庁連絡協議会

埼玉県内の特定行政庁〔12〕、限定特定行政庁〔31〕及び定期報告受付機関〔1〕の44機関で構成し、建築行政に関して会員相互で調査研究を行うことなどを目的とし、昭和50年4月1日に設置した。

注：〔 〕内数字は会員数を示す

特定行政庁・限定特定行政庁区域図

平成23年3月1日現在





2 埼玉県建築物安全安心推進協議会構成員一覧

平成23年3月1日現在

区 分		構成員数	構成員	
行政等	特定行政庁	12	埼玉県	草加市
			川口市	春日部市
			川越市	さいたま市
			所沢市	狭山市
			越谷市	新座市
			上尾市	熊谷市
	限定特定行政庁	31	三郷市	坂戸市
			入間市	飯能市
			富士見市	志木市
			戸田市	和光市
			久喜市	桶川市
			八潮市	鳩ヶ谷市
			杉戸町	鶴ヶ島市
			松伏町	行田市
			吉川市	加須市
蓮田市			東松山市	
朝霞市			鴻巣市	
行政機関	3	埼玉県 保健医療部 生活衛生課	埼玉県 都市整備部 住宅課	
		埼玉県 県土整備部 建設管理課		
警察	1	埼玉県警察本部 生活安全部 生活環境第二課		
消防	1	埼玉県 危機管理防災部 消防防災課		
指定確認検査機関 (指定確認検査機関 / 指定構造計算適合性判定機関)	2	(株) 埼玉建築確認検査機構	(財) さいたま住宅検査センター	
定期報告受付機関	1	(財) 埼玉県建築住宅安全協会		
建築事業者等	建築設計団体	3	(社) 埼玉建築士会	(社) 埼玉県建築士事務所協会
			(社) 埼玉建築設計監理協会	
	建設業等団体	1	(社) 埼玉県建設業協会	
	宅地建物・不動産団体	1	(社) 埼玉県宅地建物取引業協会	
	金融機関等	1	(独) 住宅金融支援機構	
	電気・ガス等エネルギー供給事業者	2	東京電力(株) 埼玉支店	東京ガス(株) 埼玉支店
消費生活団体	2	埼玉県生活協同組合連合会		
さいたま住宅生活協同組合				
合計	61			



■建築確認から完了までの対応

・建築確認制度は平成19年6月施行の改正建築基準法により確認審査の基準が厳格化されたことにより、審査期間が長期化していたが、平成22年度現在では落ち着いてきた。今後は円滑な経済活動を維持していくためにも構造計算適合性判定を要する物件において35日以内に確認済証を交付できる体制づくりが必要である。

・また、完了検査率については平成12年度の実績が43%にすぎなかったが、現場パトロールの強化、督促の実施によって平成21年度には94%まで向上した。今後は検査率を100%にするため、今までの取組の強化や、新たな視点での取組が必要である。

■既存建築物への対応

・雑居ビルや老人ホームなどで発生した悲惨な事故が繰り返されないよう、既存建築物の適正な維持管理が求められる。

・定期報告制度については、建築設備や昇降機に比べ建築物の報告率が低い。今後は報告率の低い用途の建築物に重点を置いた対策の検討が必要である。

・また、建築物の耐震化やアスベスト対策も重要な課題である。

■消費者相談

・建築物に関する相談は、工事の内容や契約に関する内容、又は維持管理など多岐に渡っているが、県民・利用者はどこに相談してよいか分かりにくい状況である。

・そこで、これらの相談に柔軟に対応できる窓口の創設もしくは、各種相談窓口の周知などが必要である。

■建築行政の体制

・平成11年の指定確認検査機関の発足以来、建築確認を行政機関に申請する件数は年々減少しており、平成22年度現在では約9割が指定確認検査機関に確認申請を行っている。

・このことから、特定行政庁の職員は建築確認の審査機会が激減し、若い世代では建築基準適合判定資格者検定の合格率も低下しており、審査能力の維持に支障をきたす恐れがある。

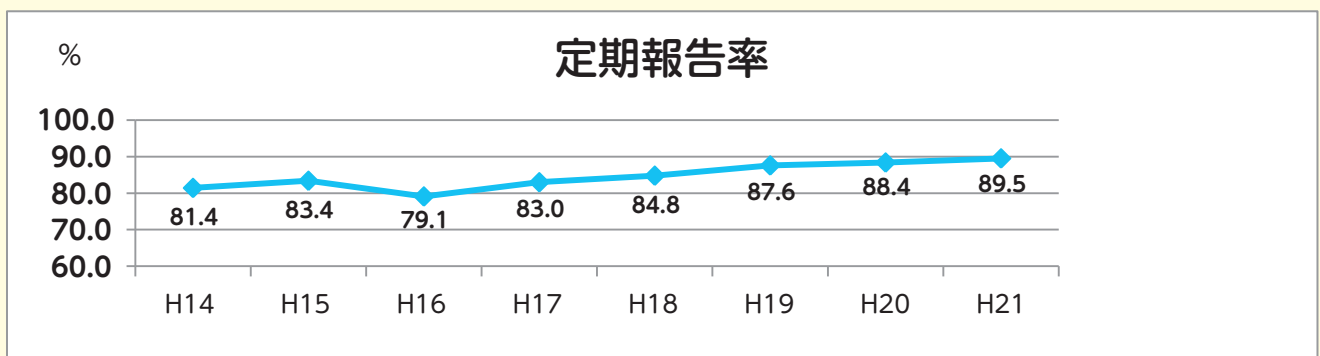
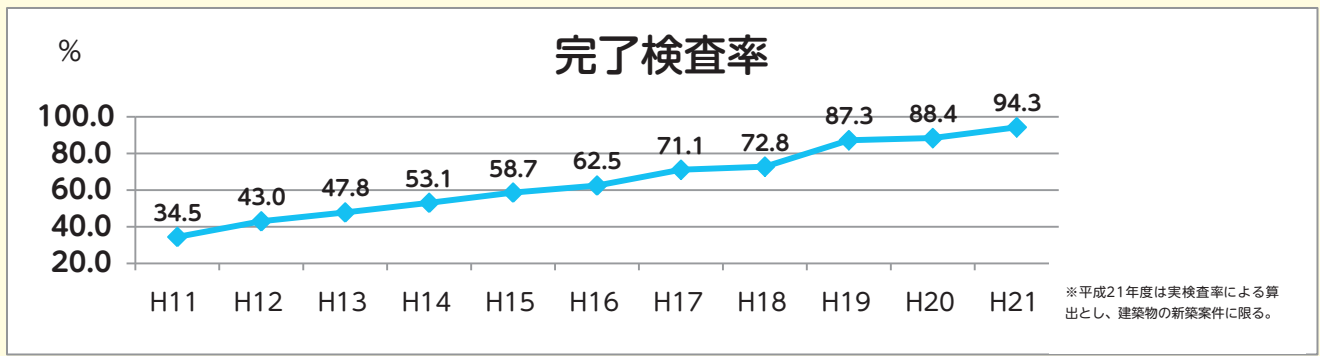
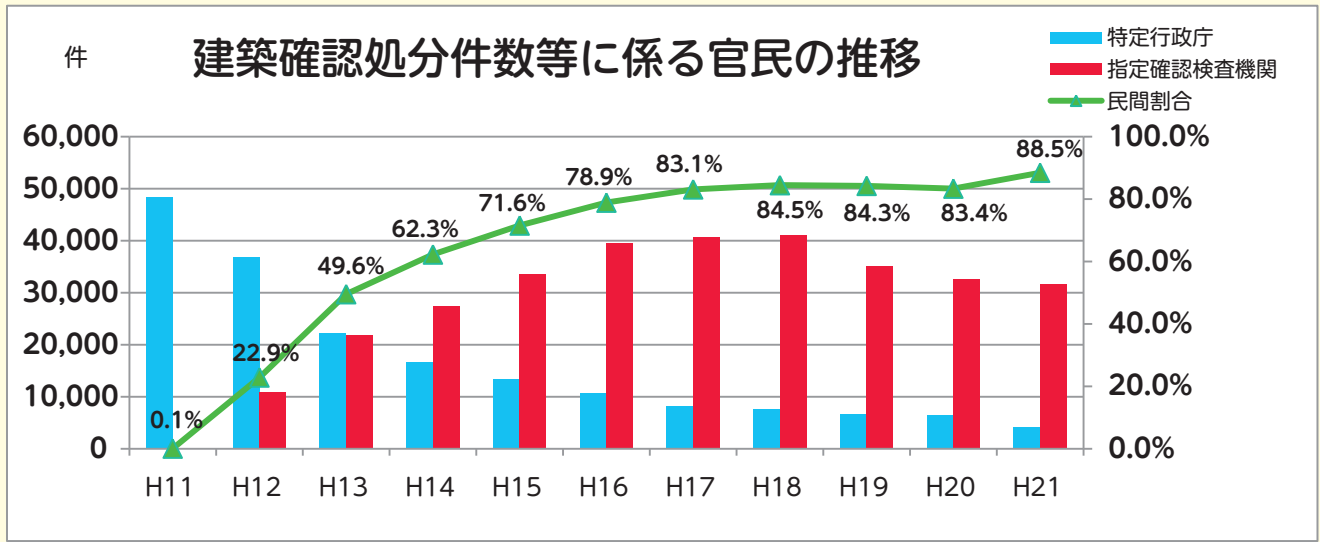
■建築物の質の向上

・建築物に求められる要素は時代のニーズや社会情勢により変化している。今後は高齢社会に備えた建築物のバリアフリー化や温室効果ガスの排出をおさえる環境に配慮した建築物の建築が必要である。



平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）までの
4か年計画とする。

<建築確認等データ>



建築行政マネジメント計画を

行政等

連

特定行政庁・
限定特定行政庁

指定確認検査機関

指定構造計算適合性
判定機関

定期報告受付機関

助言・支援

他法令許認可調整

違反建築物対策連携

行政機関

消防、警察

県民・



推進する機関の関連図

携

建築事業者等

申請・相談
確認検査

建築設計団体

建設業等団体

宅地建物・
不動産団体

利用者

建築物の供給

優良建築物
への融資

エネルギー
供給

消費生活情報

金融機関等

電気・ガス等
エネルギー供給事業者

消費生活団体